

改 正 後	改 正 前
「電算関係税関業務事務処理要領」(税関手続関連 海上編) -通関関係手続- 第 1 章 輸入通関関係手続 システムを使用して、海上貨物に係る次の手続を行う場合は、この章の定めるところによる。 ・ 関税法第 7 条 (申告) ・ 関税法第 7 条の 2 (申告の特例) ・ 関税法第 7 条の 14 第 2 項 (修正申告) ・ 関税法第 7 条の 16 第 4 項ただし書 (更正及び決定) ・ 関税法第 7 条の 17 (輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知) ・ 関税法第 9 条の 2 (納期限の延長) ・ 関税法第 43 条の 3 (外国貨物を置くことの承認) ・ 関税法第 61 条の 4 (保税蔵置場についての規定の準用) ・ 関税法第 62 条の 3 第 1 項 (保税展示場に入れる外国貨物に係る手続) ・ 関税法第 62 条の 10 (外国貨物を置くこと等の承認) ・ 関税法第 63 条 (保税運送) ・ 関税法第 67 条 (輸出又は輸入の許可) ・ 関税法第 67 条の 2 (輸出申告又は輸入申告の手続) ・ 関税法第 67 条の 19 (輸入申告の特例) ・ 関税法第 73 条第 1 項 (輸入の許可前における貨物の引取り) ・ 関税割当制度に関する政令第 3 条第 1 項ただし書 (通関手続等) ・ 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令第 2 条第 1 項ただし書 (通関手続等) ・ 関税暫定措置法施行令第 28 条ただし書 (原産地証明書の提出) ・ 関税法施行令第 61 条第 4 項 (輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類) ・ 消費税法第 51 条 (引取りに係る課税貨物についての納期限の延長) ・ 酒税法第 30 条の 6 第 2 項、第 3 項及び第 4 項 (納期限の延長) ・ たばこ税法第 22 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項 (納期限の延長) ・ 揮発油税法第 13 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項 (納期限の延長) ・ 石油ガス税法第 20 条第 2 項 (納期限の延長) ・ 石油石炭税法第 18 条第 2 項、第 3 項、第 4 項及び第 5 項 (納期限の延長) ・ 輸徴法第 6 条第 1 項 (引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例) ・ 輸徴法第 9 条 (輸入の許可前における引取り) また、輸入申告等に係る食品衛生法、植物防疫法、家畜伝染病予防法、狂犬病予防法又は感染症法に規定する許可及び承認等に係る証明についてシステムを使用して行う場合についても、この章の定めるところによる。 ただし、別紙 1 (システム処理対象外申告等一覧表) の条件に該当する申告又は申請については、システムを使用して行うことができないことから、書面により処理する。 第 1 節 輸入申告手続 システムを使用して次の手続(以下この節において「輸入申告等」という。)を行う場合は、この節の定めるところによる。 ①から⑬まで (省略) (注 1) から (注 4) まで (省略) 【輸入申告等の流れ】 (省略) 1 輸入申告等事項の登録 (1) 輸入申告等事項の登録 輸入申告等を行う者又はその代理人である通関業者(以下この章(第 4 節(シングルウィンドウ輸入申告関係手続)、第 6 節(海上簡易輸入申告)及び第 7 節(輸入申告(沖縄特免制度)関係手続)を除く。)において「通関業者等」という。)は、「輸入申告」業務(業務コード: I D C)を実施する前に、次により輸入申告等事項をシステムに登録する。 ただし、輸入申告等事項をシステムに登録するにあたって、他の通関業者等を「申告等予定者」に指定した場合は、当該申告等予定者である通関業者等が後記 3 (輸入申告等)により、輸入申告等をシステムに登録する。	「電算関係税関業務事務処理要領」(税関手続関連 海上編) -通関関係手続- 第 1 章 輸入通関関係手続 システムを使用して、海上貨物に係る次の手続を行う場合は、この章の定めるところによる。 ・ 関税法第 7 条 (申告) ・ 関税法第 7 条の 2 (申告の特例) ・ 関税法第 7 条の 14 第 2 項 (修正申告) ・ 関税法第 7 条の 16 第 4 項ただし書 (更正及び決定) ・ 関税法第 7 条の 17 (輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知) ・ 関税法第 9 条の 2 (納期限の延長) ・ 関税法第 43 条の 3 (外国貨物を置くことの承認) ・ 関税法第 61 条の 4 (保税蔵置場についての規定の準用) ・ 関税法第 62 条の 3 第 1 項 (保税展示場に入れる外国貨物に係る手続) ・ 関税法第 62 条の 10 (外国貨物を置くこと等の承認) ・ 関税法第 63 条 (保税運送) ・ 関税法第 67 条 (輸出又は輸入の許可) ・ 関税法第 67 条の 2 (輸出申告又は輸入申告の手続) ・ 関税法第 67 条の 19 (輸入申告の特例) ・ 関税法第 73 条第 1 項 (輸入の許可前における貨物の引取り) ・ 関税割当制度に関する政令第 3 条第 1 項ただし書 (通関手続等) ・ 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令第 2 条第 1 項ただし書 (通関手続等) ・ 関税暫定措置法施行令第 28 条ただし書 (原産地証明書の提出) ・ 関税法施行令第 61 条第 4 項 (輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類) ・ 消費税法第 51 条 (引取りに係る課税貨物についての納期限の延長) ・ 酒税法第 30 条の 6 第 2 項、第 3 項及び第 4 項 (納期限の延長) ・ たばこ税法第 22 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項 (納期限の延長) ・ 揮発油税法第 13 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項 (納期限の延長) ・ 石油ガス税法第 20 条第 2 項 (納期限の延長) ・ 石油石炭税法第 18 条第 2 項、第 3 項、第 4 項及び第 5 項 (納期限の延長) ・ 輸徴法第 6 条第 1 項 (引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例) ・ 輸徴法第 9 条 (輸入の許可前における引取り) また、輸入申告等に係る食品衛生法、植物防疫法、家畜伝染病予防法、狂犬病予防法又は感染症法に規定する許可及び承認等に係る証明についてシステムを使用して行う場合についても、この章の定めるところによる。 ただし、別紙 1 (システム処理対象外申告等一覧表) の条件に該当する申告又は申請については、システムを使用して行うことができないことから、書面により処理する。 第 1 節 輸入申告手続 システムを使用して次の手続(以下この節において「輸入申告等」という。)を行う場合は、この節の定めるところによる。 ①から⑬まで (同左) (注 1) から (注 4) まで (同左) 【輸入申告等の流れ】 (同左) 1 輸入申告等事項の登録 (1) 輸入申告等事項の登録 輸入申告等を行う者又はその代理人である通関業者(以下この章(第 4 節(シングルウィンドウ輸入申告関係手続)及び第 7 節(輸入申告(沖縄特免制度)関係手続)を除く。)において「通関業者等」という。)は、「輸入申告」業務(業務コード: I D C)を実施する前に、次により輸入申告等事項をシステムに登録する。 ただし、輸入申告等事項をシステムに登録するにあたって、他の通関業者等を「申告等予定者」に指定した場合は、当該申告等予定者である通関業者等が後記 3 (輸入申告等)により、輸入申告等をシステムに登録する。

改 正 後	改 正 前
なお、通関業者等により、あらかじめ「申告可能者登録」業務（業務コード：ＵＫＹ）又は「申告可能者登録（強制入力）」業務（業務コード：ＵＫＹ１２）によって申告可能者として登録されている通関業者等（以下この章において「登録済申告可能者」という。）であれば、後記２（輸入申告等事項の訂正）による訂正、又は後記３（輸入申告等）による輸入申告等のシステムへの登録を実施することができる。 登録した輸入申告等事項については、後記２（輸入申告等事項の訂正）により、「輸入申告」業務（業務コード：ＩＤＣ）を実施するまでの間、訂正することができる。 イ及びロ （省略） (2) （省略） ２から６まで （省略） 〔別紙〕 （省略） 第２節 予備審査制による申告及び申請手続 輸入申告（申告納税）（ＢＰ承認申請を含む。）、輸入（引取）申告、輸入（引取・特例）申告、特例委託輸入（引取）申告、特例委託輸入（引取・特例）申告、蔵入承認申請、移入承認申請及び総保入承認申請（以下この節において「輸入申告等」という。）について、予備申告をシステムを使用して行う場合は、この節の定めるところによる。 【予備申告の流れ】 （省略） １ 予備申告事項の登録 (1) 予備申告事項の登録 <u>通関業者等（ただし、この節においては「予備審査制について（平成１２年３月３１日蔵関第２５１号）」において、予備審査制の利用を認めないものとされた者を除く。）</u>は、後記３（予備申告）の前に、予備申告事項を前節１(1)（輸入申告等事項の登録）に準じてシステムに登録する。 ただし、予備申告事項をシステムに登録するにあたって、他の通関業者等を「申告等予定者」に指定した場合は、当該申告等予定者である通関業者等が後記３（予備申告）により、予備申告をシステムに登録する。 なお、登録済申告可能者であれば、後記２（予備申告事項の訂正）による訂正、又は後記３（予備申告）による予備申告のシステムへの登録を実施することができる。 登録した予備申告事項については、後記２（予備申告事項の訂正）により、予備申告（「輸入申告」業務（業務コード：ＩＤＣ））を実施するまでの間、訂正することができる。 (2) （省略） ２から６まで （省略） 第３節から第５節まで （省略） 第６節 海上簡易輸入申告 システムを使用して「海上小口貨物に係る簡易通関について（令和６年６月１１日財関第５８７号）」に規定する海上小口貨物に係る輸入申告（以下この節において「海上簡易輸入申告」という。）を行う場合は、この節の定めるところによる。 【対象貨物】 （省略） 【海上簡易輸入申告の流れ】 （省略） １ （省略） ２ 海上簡易輸入申告 (1) 海上簡易輸入申告の登録 海上簡易輸入申告を行う者又はその代理人である通関業者（以下この節 <u>（４（予備申告）及び５（予備申告の変更）を除く。）</u>において「通関業者等」という。）は、「海上簡易輸入申告」業務（業務コード：ＳＤＣ）を利用して、次の事項を入力し送信することにより、海上簡易輸入申告をシステムに登録する。 なお、通関業者が海上簡易輸入申告をシステムに登録する場合は、通関士が申告内容を審査したうえでシステムに登録する。 また、海上簡易輸入申告の予備申告については、後記４（予備申告）による。 ◎ 留意事項 次の項目については、システムに登録されている事前情報と一致している必要があることから留意すること。	なお、通関業者等により、あらかじめ「申告可能者登録」業務（業務コード：ＵＫＹ）又は「申告可能者登録（強制入力）」業務（業務コード：ＵＫＹ１２）によって申告可能者として登録されている通関業者等（以下この章において「登録済申告可能者」という。）であれば、後記２（輸入申告等事項の訂正）による訂正、又は後記３（輸入申告等）による輸入申告等のシステムへの登録を実施することができる。 登録した輸入申告等事項については、後記２（輸入申告等事項の訂正）により、「輸入申告」業務（業務コード：ＩＤＣ）を実施するまでの間、訂正することができる。 イ及びロ （同左） (2) （同左） ２から６まで （同左） 〔別紙〕 （同左） 第２節 予備審査制による申告及び申請手続 輸入申告（申告納税）（ＢＰ承認申請を含む。）、輸入（引取）申告、輸入（引取・特例）申告、特例委託輸入（引取）申告、特例委託輸入（引取・特例）申告、蔵入承認申請、移入承認申請及び総保入承認申請（以下この節において「輸入申告等」という。）について、予備申告をシステムを使用して行う場合は、この節の定めるところによる。 【予備申告の流れ】 （同左） １ 予備申告事項の登録 (1) 予備申告事項の登録 <u>通関業者等</u>は、後記３（予備申告）の前に、予備申告事項を前節１(1)（輸入申告等事項の登録）に準じてシステムに登録する。 ただし、予備申告事項をシステムに登録するにあたって、他の通関業者等を「申告等予定者」に指定した場合は、当該申告等予定者である通関業者等が後記３（予備申告）により、予備申告をシステムに登録する。 なお、登録済申告可能者であれば、後記２（予備申告事項の訂正）による訂正、又は後記３（予備申告）による予備申告のシステムへの登録を実施することができる。 登録した予備申告事項については、後記２（予備申告事項の訂正）により、予備申告（「輸入申告」業務（業務コード：ＩＤＣ））を実施するまでの間、訂正することができる。 (2) （同左） ２から６まで （同左） 第３節から第５節まで （同左） 第６節 海上簡易輸入申告 システムを使用して「海上小口貨物に係る簡易通関について（令和６年６月１１日財関第５８７号）」に規定する海上小口貨物に係る輸入申告（以下この節において「海上簡易輸入申告」という。）を行う場合は、この節の定めるところによる。 【対象貨物】 （同左） 【海上簡易輸入申告の流れ】 （同左） １ （同左） ２ 海上簡易輸入申告 (1) 海上簡易輸入申告の登録 海上簡易輸入申告を行う者又はその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）は、「海上簡易輸入申告」業務（業務コード：ＳＤＣ）を利用して、次の事項を入力し送信することにより、海上簡易輸入申告をシステムに登録する。 なお、通関業者が海上簡易輸入申告をシステムに登録する場合は、通関士が申告内容を審査したうえでシステムに登録する。 また、海上簡易輸入申告の予備申告については、後記４（予備申告）による。 ◎ 留意事項 次の項目については、システムに登録されている事前情報と一致している必要があることから留意すること。

改 正 後			改 正 前		
・ハウスB／L番号（「ハウスB／L番号＊」欄			・ハウスB／L番号（「ハウスB／L番号＊」欄		
項番	項目名 (入力画面)	内 容	項番	項目名 (入力画面)	内 容
		(省略)			(同左)
		「申告条件」欄の詳細は次のとおりである。			「申告条件」欄の詳細は次のとおりである。
		イからホまで (省略)			イからホまで (同左)
		(2)から(5)まで (省略)			(2)から(5)まで (同左)
3		(省略)	3		(同左)
4		予備申告	4		予備申告
		<u>海上簡易輸入申告を行う者又はその代理人である通関業者等（「予備審査制について（平成12年3月31日蔵関第251号）」において、予備審査制の利用を認めないものとされた者を除く。5（予備申告の変更）において同じ。）</u> がシステムを使用して海上簡易輸入申告についての予備申告を行う場合は次による。			<u>通関業者等</u> がシステムを使用して海上簡易輸入申告についての予備申告を行う場合は次による。
		(1)から(5)まで (省略)			(1)から(5)まで (同左)
		5から7まで (省略)			5から7まで (同左)
		第7節 (省略)			第7節 (同左)
		第2章 (省略)			第2章 (同左)